

やいづワーク推進協議会「焼津 PORTERS」 規約

(名称)

第1条 この協議会は、焼津 PORTERS（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を静岡県焼津市中港三丁目 617 番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、焼津 PORTERS(漁具倉庫)をやいづワーク推進拠点とし、テレワーク・コワーキング事業を通じて地域の発展及び、振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 焼津 PORTERS(漁具倉庫)の利用促進事業
- (2) 地域活性化のためのイベント企画・運営事業
- (3) 地域企業との連携推進事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の構成員)

第5条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

- (1) 構成員は、焼津 PORTERS(漁具倉庫)の利用促進に関する活動に参加する者とする。
- (2) 焼津 PORTERS(漁具倉庫)の利用促進に関する活動参加者で協議会の構成員でないものは、協議会に対して書面でその意思を表示することによって、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- (3) 構成員は、協議会を退会しようとするとき、その旨を会長に届け出なければならない。

(代表)

第6条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- 2 会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、臨時に委員の中から仮会長を互選し、会長の職務を行わせる。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、後任が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 任期中における委員交替に伴い、新たに委嘱する場合は、後任の任期は前任の残任期とする。

(会議)

第8条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事。
- (2) 事業報告及び決算に関する事。
- (3) 規約の改正に関する事。
- (4) 委員が所属する団体等との契約に関する事。
- (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項。

(会議の招集、運営)

第9条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。

2 会議は、在籍委員の3分の2以上の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため3分の3に達しないときは、この限りではない。

3 協議会の議事は、議長を除く出席委員の3分の2以上でこれを決する。

4 会長及び委員は、己もしくは父母、配偶、子の一身上にする事件または己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、協議会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

5 会議に提案する必要な事項については事前に運営会で協議または調整する。

6 運営会は、会長及び事務局職員で構成する。

7 前2項に定めるもののほか運営会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

8 会長は、必要があると認めるときは、会議に協議会構成員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。

(代理等)

第10条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、前条第4項の規定が準用される。

3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による、賛否を求め、協議会会議の議決に代えることができる。

(協議会の解散)

第11条 協議会の解散は、出席委員の4分の3以上の議決を必要とする。

2 協議会を解散した場合には、株式会社 VILLAGE INC にその地位を継承する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(会計)

第13条 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委員)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年3月31日から施行する。